

判 決 要 旨

仙台高等裁判所秋田支部

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

理 由

1 事案の概要

本件は、令和元年7月21日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、秋田県選挙区の選挙人である原告が、公職選挙法14条1項、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下、数次の改正の前後を通じ「定数配分規定」といい、平成30年法律第75号（以下「平成30年改正法」という。）による改正後の定数配分規定を「本件定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 定数配分規定の合憲性判断の基準について

- (1) 憲法は、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めるところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に

違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員（昭和57年改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできないが、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

- (2) 憲法が、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかん反映させていくかとい

う点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられている。

3 本件定数配分規定の合憲性について

(1) 前記2の投票価値の平等に係る憲法解釈及び憲法が国会の構成について二院制を採用した趣旨に鑑みれば、二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得る。そして、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたものではあるが、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではないと解される。

(2) 平成30年改正法による公職選挙法の改正（以下「平成30年改正」という。）に対する評価について

ア 平成27年法律第60号（以下「平成27年改正法」という。）による公職選挙法の改正（以下「平成27年改正」という。）は、人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うことにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって平成25年選挙当時まで数十年間に

もわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（平成28年選挙当時は3.08倍）にまで縮小した。この改正は、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた上記の仕組みを見直すべく、人口の少ない一部の選挙区を合区するというそれまでにない手法を導入して行われたものであり、これによって選挙区間の最大較差は上記の程度にまで縮小したから、平成27年改正は、前記の参議院議員選挙の特性を踏まえ、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったとみることができるものであり、平成28年選挙が施行された当時において、同改正後の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、上記定数配分規定をもって憲法に違反するに至っていたということとはできないものであった。そして、平成30年改正は、選挙区選出議員の定数につき、合区二つを維持したまま定数を2人増加することで、選挙区間の最大較差を平成28年通常選挙当時の3.08倍から本件選挙当時の3.00倍に更に縮小させたものである。

イ もっとも、平成27年改正法の附則7条は、本件選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨定めていたところ、平成30年改正は、選挙区選出議員の定数につき、平成27年改正法により行われた合区二つを維持した一方、合区の対象となる都道府県を拡大することはせず、定数を2人増加することで、選挙区間の最大較差を平成28年通常選挙当時の3.08倍から本件選挙当時の3.00倍にわずかに修正したにとどまっているから、平成30年改正が参議院選挙制度の抜本的な見直しを達成したと評価することはできない。

しかし、都道府県は、その区域ごとに行政府や議会等が設置され、日本国憲法施行後70年以上の長きにわたり、農林水産・医療・保健・商工

業といった種々の組織・団体が都道府県単位で政治的な合意形成を図ってきたものであり、国との関係においても、国と市町村の間にある中間団体として、国が企画した施策を地域において実施するに当たって、媒介・調整機能を果たしてきたほか、近年増加しつつある地震・台風等の災害に対しては、市町村等の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災計画を作成し、これを実施するとともに、その区域内の市町村等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を負うことが法律上定められている（災害対策基本法4条1項）。以上の事実を照らせば、都道府県は、歴史的にも、政治的にも、社会的にも意義と実体を有し、国民にとって重要な役割を果たしてきた行政単位であるということが出来るから、国会が、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、歴史的、政治的、社会的に一つのまとまりを有する単位である都道府県という行政単位を選挙区構成のための一つの要素として考慮し、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することは、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

また、平成27年改正法による改正後の定数配分規定の下で初めて施行された平成28年選挙及びその後に施行された本件選挙の結果、合区対象となった県において投票率が低下し、無効投票率が全国平均を上回るなど合区による弊害と評価すべき事象が生じたことは、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるための選挙制度の構築を委ねられた国会としては、決して座視することのできない事態であったといえる。平成27年改正法は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直し、人口の少ない一部の選挙区を合区するというそれまでにない手法を導入して行われたものであった一方、都道府県は、一つの

行政単位として、歴史的、政治的、社会的に意義と実体を有し、長年にわたり、都道府県単位で政治的な合意形成を図ってきたという歴史的経過があったことから、人口の少ない一部の選挙区を合区するというそれまでにはない手法を導入した参議院の選挙制度の仕組みが、合区による弊害を除去しつつ定着するか否かを見極めるには一定の期間が必要であったといえる。したがって、平成28年選挙及び本件選挙という2回の通常選挙を経て、上記のような弊害が顕在化してきた以上、人口の少ない一部の選挙区を合区するという手法がいまだ制度として定着するには至っておらず、平成28年選挙後に直ちに合区対象県を拡大する方法で選挙区間の最大較差の更なる縮小を図ることは現実的な選択肢とはいえないものと判断し、同選挙において指摘された合区の問題点や反対意見に配慮し、丁寧な議論を尽くしながら参議院の選挙制度の抜本的見直しを図ることが相当であると判断したことは、国会の合理的な裁量の範囲を超えるものではないと解される。

ウ 平成30年改正法案の審議に当たっては、参議院の特別委員会において、参議院は、平成30年改正法施行に当たり、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」の実現に努めるべきであるとする内容の附帯決議がされており、国会は、平成27年改正法附則の課題が解決していないものと認識して参議院議員選挙制度の抜本的見直しについて成案を得るべく更なる検討を続ける意思を表示しているものと理解できる。

エ 上記アないしウの事情を総合すると、本件選挙当時の選挙区間の最大較差は、いまだ参議院議員の選出における各選挙人の投票価値の平等の要請に関する憲法の趣旨との調和が図られる範囲を超えていないというべきであるから、国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。したがって、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間に

おける投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていないということとはできない。

4 結論

以上のおりであるから、本件選挙の無効をいう原告の請求は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。